

地域包括支援センターが第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を再委託する際の要件及び手順の変更について

現在、本市では、地域包括支援センターが介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務（以下「介護予防支援等業務」という。）の一部を委託する場合は、次の要件を満たす指定居宅介護支援事業所に委託することを原則としている。（平成17年度第5回運営協議会で協議）

1. 次のいずれかに該当する場合
  - （1）委託の際、指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が都道府県又は指定都市が実施する予防給付のケアプラン作成に関する研修（以下「研修」という。）を受講しているか又は受講する予定であること。
  - （2）ケアマネジメント業務を行う者は、研修受講者又は研修受講者から研修を受講した介護支援専門員であるか又は受講する予定であること。
  - （3）小牧市が主催するケアマネカレッジ等において研修を受けていること。
2. 適正な業務の実施のために次の事項を厳守すること。
  - （1）業務の実施に当たっては、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏ってはならない。また、ケアプランの作成過程において特定の事業者が提供するサービスの利用を誘引してはならないこと。
  - （2）業務に従事している者又は従事していた者は、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

上記協議内容により、

### 【現行】

- ①介護支援専門員更新研修の受講の有無
- ②介護予防ケアマネジメント研修受講の有無
- ③他市町村での介護予防ケアマネジメント受託実績の有無

を確認し、持ち回り審議を実施。

## 【変更案】

① 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される次の研修を受講した介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。

- (1) 介護支援専門員実務研修
- (2) 介護支援専門員専門研修
- (3) 介護支援専門員再研修
- (4) 介護支援専門員更新研修
- (5) 主任介護支援専門員研修
- (6) 主任介護支援専門員更新研修

※今回の変更点

② 適正な業務の実施のために次の事項を厳守すること。

- (1) 業務の実施に当たっては、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏ってはならない。また、ケアプランの作成過程において特定の事業所が提供するサービスの利用を誘引してはならないこと。
- (2) 業務に従事している者又は従事していた者は、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

## 【変更の理由】

- ・ 介護予防ケアマネジメント研修は、実施の有無などを含め、各自治体に差が生じていることや介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される研修には、自立支援のためのケアマネジメントの基本、地域包括ケアシステムやインフォーマルサービスを含めた社会資源の活用などの科目が設定されていることから、上記①の研修を受講すれば、介護予防支援等業務に必要な知識及び能力を有するものと認められる。
- ・ 上記①の研修受講の有無については、介護支援専門員証や研修修了証などで確認することができるため、業務の効率化が図れる。

このことにより、ほぼ全ての居宅介護支援事業所が委託を受けることができ、委託先も増加する。

## 2 手順

手順については、これまでと同様に持ち回り審議を経て、委託先を決定する。